<table>
<tr><td colspan="2">会 議 名
（審議会等名）</td><td colspan="3">令和５年第６回小金井市農業委員会の会議</td></tr>
<tr><td colspan="2">事 務 局
（担 当 課）</td><td colspan="3">農業委員会事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td colspan="3">令和５年６月２０日（火）
１５：３０～１６：３０</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td colspan="3">小金井市役所第二庁舎８０１会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出
席
者</td><td>委　員</td><td colspan="3">髙橋博、鴨下重雄、大久保勝盛、髙橋正弘、阪本啓一、松嶋あおい、鴨下輝秋、髙橋金一、髙杉隆行、渡邉雅毅、大澤一浩、大堀金義</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">島田事務局長、山﨑係長　江平主任</td></tr>
<tr><td colspan="2">欠席者</td><td colspan="3">岸野有次</td></tr>
<tr><td colspan="2">傍聴の可否</td><td>可・不可・一部不可</td><td>傍聴者数</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">傍聴不可・一部不可の場合は、その理由</td><td colspan="3">個人情報保護による</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議次第</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出資料</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ の 他</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
</table>

1　開　　会

2　会長挨拶

3　会期の決定

議　　　長	会期は本日一日とさせていただきます。

4　会議録署名委員の指名

議　　　長	会議録の署名委員を指名します。 〔７番〕松嶋あおい委員、〔８番〕鴨下輝秋委員にお願いします。

5　議案の審議

⑴　第１号議案

①　農地法第３条について

議　　　長	農地法第３条の規定による許可申請についての証明について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議　　　長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事　務　局	３条の許可申請は、農地を農地として権利移動するものです。本件は、親族間における権利移動の案件となります。 対象農地は、譲受人の自宅から１．４キロほど離れた場所にあり、南側に隣接している農地と道路を挟んだ東側の農地と合わせた一団の生産緑地です。 譲受人の農作業の年間従事日数は夫と共に２５０日以上で、常時従事条件を満たしていると考えます。 現在植えてあるモミジを伐根して野菜に作付け転換していく予定で、現在、東側の農地の約半分ほどを野菜に作付け転換しています。生産した作物は庭先販売とのことです。 下草の処理や肥培管理も問題なく、耕作に必要な機械、技術、全部効率利用要件、地域との調和要件についても問題ありません。 以上のとおり、農地法３条のすべての許可基準を満たしているものと考えます。報告は以上です。
委　　　員	元々植木農家で、現在、一部の畑では作付け転換しており、一部で

	野菜を生産しておりました。今後は、農業に従事する時間を増やしていきたいとのことです。
議　　長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議　　長	異議なしと認め許可することといたします。

⑵　第２号議案　農地法第４条、第５条に基づく転用届出について

①　農地法第４条について

議　　長	農地法第４条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。 〔１件事務局説明〕
議　　長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。

②　農地法第５条について

議　　長	農地法第５条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。 〔２件事務局説明〕
議　　長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。

⑶　第３号議案　その他の事項について

①　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議　　長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議　　長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。

事　務　局	報告いたします。対象農地は露地でトマト、ブロッコリー、ナス、キュウリ等の多品目の野菜を生産しており、フキ、カキ、ミカン等を庭先販売しています。肥培管理も良く証明することに問題ありません。
委　　　員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議　　　長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議　　　長	異議なしと認め証明することといたします。 ２件目について、事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議　　　長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事　務　局	報告いたします。対象農地は、以前から農地パトロールで肥培管理指導を行っている農地です。 自宅北側の梅林の下草は処理してありましたが、枝木の剪定がされておらず、梅の実がたくさん落ちていました。自宅の南東側の畑では、以前、枝豆と中国レタスを生産し生協等に出荷していましたが、今回は作付けしておらず、自宅の南側にある４棟のハウスでは、１棟のハウスだけトマトとインゲンの育苗を行っておりました。その他、ハウスとハウスの間の露地では、エダマメを作付けしておりました。道路を挟んで自宅北西側の畑は、前回と同様に一部梅の木等が植えられている他は何も植えられていない状態でしたが、耕運による雑草の処理はされておりました。 家族も営農には関わっておらず、管理が難しい状況もあることから、親戚と貸借の話を進めていたとのことですが、最終的に貸借には至らなかったとのことでした。事務局も以前から市民農園や他の農家への貸借を提案させていただいておりましたが、今回の肥培管理の状況から、前向きに検討いただきたい旨伝えました。
委　　　員	事務局の報告のとおりで、梅林は収穫や剪定などもしておらず、野菜畑は枝豆が一列のみで他は何も植えておりません。ハウス内も 1 棟だけ、トマトとインゲンの苗があり、これから定植するとのことでしたが、定植するのに時期的にも遅く本当に植えられるのか分かりません。ハウスと自宅の間もゴミが片付けられておらず、北側の梅林もつ

	る植物が電線まで伸びている状態でした。貸借を前提に話を進めて、少し様子を見ていきたいと考えます。
議　　　長	今回、この状況では証明することが難しいため、今後貸借をしていくのか等について確認してもらいたい。
事　務　局	次回の農業委員会の会議で改めて審議することをお伝えします。
委　　　員	３年間借りてくれる人が見つからなかったらどうなるのか。
議　　　長	借り手が見つからなくても、農地はきちんと管理しなければならないため、費用を出してでもやっていかないといけない。 今回の案件については、保留とし次回の農業委員会の会議に諮ることと致します。
議　　　長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議　　　長	異議なしと認め、次回の会議で諮ると致します。

②　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

議　　　長	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議　　　長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事　務　局	報告いたします。申請者の父の従事者証明になります。元々植木畑で、一部作付け転換し野菜畑になっております。従事者は亡くなられるまで植木の管理をされており、申請者の長男がサトイモ、ジャガイモ、ネギ、ホウレンソウ、サツマイモ等の多品目の野菜を生産しています。販売先は、ＪＡと庭先販売です。西側は売却を検討しており、枝木の剪定や除草作業も定期的にやっているとのことでしたが、雑草も一部見られたため、生産緑地の行為制限解除までは適切な肥培管理に努めていただくよう伝えました。
委　　　員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。

議　　長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議　　長	異議なしと認め証明することといたします。異議なしと認め証明することといたします。

③　生産緑地の取得の斡旋について

議　　長	生産緑地の取得の斡旋について事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議　　長	事務局より説明が終わりました。この件について、ご質問等ございますか。
議　　長	無いようですので、地区担当委員におかれましては、取得を希望する農家の方がいましたら、次回の会議までに事務局へ連絡をお願いします。

6　協議事項

議　　長	協議事項について事務局より説明をお願いします。
事　務　局	〔⑴　第６３回企業的農業経営顕彰事業及び第４３回農業後継者顕彰事業の実施について〕 前回からの継続案件になります。企業的農業経営顕彰につきましては、前回の会議後、中山谷地区担当委員から１名の方のご推薦をいただきましたが、基準に満たない項目がありましたので、ご報告いたします。その他、ご推薦いただける方がいらっしゃいましたら、事務局へ連絡をお願いします。
事　務　局	〔⑵　令和５年度新規就業者奨励賞候補者の推薦について〕 本件については、毎年、ＪＡ東京むさし小金井地区の事業報告会の際に新規就農者として表彰された方の中で、基準を満たす方を推薦させていただいております。今年度は、前原町支部の方を推薦させていただきます。
議　　長	協議事項につきましてその他にご意見ご質問ございませんか。 無いようでしたら次へ移ります。

7　連絡事項

議　　　長	連絡事項について事務局より説明をお願いします。
事　務　局	〔⑴　立毛品評会（露地部門）について〕 〔⑵　農業経営者クラブ総会について〕 〔⑶　北多摩地区農業委員会連合会会長研修会の開催について〕 〔⑷　次回の農業委員会の会議等について〕
委　　　員	任期満了に伴い、事務局に返すものがありますか。
事　務　局	農地マップとお持ちの農業委員会の議案がありましたら次回の農業委員会にお持ちいただきたいと思います。
議　　　長	ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。

8　その他

議　　　長	その他について何かございますか。
委　　　員	〔⑴　わくわく都民農園への海外からの視察について〕 〔⑵　まろん食堂のご案内について〕
議　　　長	無いようでしたら、これで令和５年第６回農業委員会の会議を終了させていただきます。

令和５年第６回小金井市農業委員会の会議次第

日　時　令和５年６月２０日(火)
　　　　午後３時３０分　開会
場　所　小金井市役所第二庁舎８０１会議室

１　開　会

２　会長挨拶

３　会期の決定

４　会議録署名委員の指名

５　議案の審議
⑴　第１号議案　農地法に基づく農地の許可申請について
①　農地法第３条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１件
⑵　第２号議案　農地法に基づく農地の転用届出について
①　農地法第４条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１件
②　農地法第５条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２件
⑶　第３号議案　その他の事項について
①　引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・・・・　２件
②　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての
　　証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１件
③　生産緑地の取得の斡旋について・・・・・・・・・・・・・・・　１件

６　協議事項
⑴　第６３回企業的農業経営顕彰事業及び
　　第４３回農業後継者顕彰事業の実施について
⑵　令和５年度新規就業者奨励賞候補者の推薦について

７　連絡事項
⑴　立毛品評会（露地部門）
⑵　農業経営者クラブ総会

⑶　北多摩地区農業委員会連合会会長研修会の開催について
⑷　次回の農業委員会の会議等について

8　その他

9　閉会